

○稲田議長 森田議員。

〔森田議員質問席へ〕

○森田議員 森田悟史でございます。本定例会最後の質問者ということで、皆様もう大変お疲れかと思えますけれども、お付き合いいただききたいなというふうに思います。

子育て世代の皆様から日々いろいろと御意見を伺っていく中で幾つか気になったところがあったので、ピックアップして今回の質問を準備させていただきました。

1点目は、産後ケアについてです。2点目は医療的ケア児について。当局の皆様の明快で前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

そういたしますと、まず初めに産後ケアについて伺ってまいりたいと思います。

国の方針もありまして、米子市に限らず近隣の市町村においても、産後ケアというのは大分進められているような印象を持っているところがございます。本市においても、来年度予算で今年度の3倍程度の予算をつけていただいているというようなこともございますし、産後ケアが必要であるという前提の上で、そういった重要だということとところでそのような対応をしていただいているのだというふうに思っているところではあるのですが、こちらで改めて産後ケア事業を行う目的であったり意義について、本市の見解を伺っておきたいと思えます。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 産後ケア事業を推進する目的と意義についてでございますが、産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に

対しまして、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とのその家庭が健やかな育児ができるよう支援することを目的といたしまして、母子の健康の保持及び増進を図るための重要なケアであると考えております。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。非常に同感でありまして、産後鬱のための対策であったりという側面もあたり、あとは子育て環境の整備の一環であるというような側面もあるのかなというふうに認識をしております。

近いところになかなか頼れる人がいない場合ですとか、あとは晩婚化によって御両親も高齢化しているということもあって、なかなか精神的に頼りにくいというような環境に置かれている方もおられるというふうに私のところには届いておりますので、こういったサービスがあるのはそういう方にとって非常によいことであると、そのように思っております。

利用者というのも今後ますます増加していくのではないかなというふうに思っておりますが、産後ケア事業の利用実績とその分析についても、改めてお伺いしたいと思います。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 産後ケア事業の利用実績とその分析についてでございますが、利用実績につきましては、令和3年度は利用者の実数は41組、利用延べ日数はデイケアが33日、ショートステイが139日、令和4年度は利用者の実数は47組で、利用延べ日数はデイケア64日、ショートステイが93日で、令和

5年度は令和6年2月末現在で利用者の実数は216組で、利用延べ日数はデイケアで528日、ショートステイで230日でございます。

分析につきましては、利用者は年々増加傾向にございまして、その要因といたしましては、令和4年度から利用条件を生後3か月以内から1歳未満までに拡大したことや、令和5年2月から利用しやすい条件に緩和をしたことなどが利用実績の増加につながったと考えられます。また、令和5年6月から新たに委託実施施設が1か所増えたことも大きな要因と考えております。

今後も利用者は増加することが想定されますので、産後ケア支援を適切に利用できるよう努めてまいります。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。今年度に結構かなり多くなったなというような印象を持っておりまして、予約が取りにくいような施設さんも出てきておられるようですので、そういった支援を適切に利用できるよう努めていくと御答弁をいただきましたので、そこは引き続きお願いしたいと思っております。

あと、現状についてももう少し深掘りをさせていただきたいと思うんですけども、先日、奥岩議員が質問されていたので、重複するような部分もあるかもしれませんが、こちらも改めてお伺いさせていただきたいと思っております。

産後ケア事業に関しては、米子市が民間の事業者さんに委託をして行っているものだと思うんですが、その中で米子市の費用負担割合と委託料の現状について、こちらも改めてお伺いをしておきたいと思っております。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 産後ケア事業の市の費用負担割合と委託料の現状についてでございますが、費用負担割合は国が5分の2、県が5分の1、本市が5分の2を負担しております。委託料につきましては、1件当たり、生後3か月以内のデイケアが1万2,200円、生後4か月以降1歳未満のデイケアが1万6,300円、宿泊型のショートステイが1泊2日で3万6,600円でございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 今お答えいただいたものと、生後3か月以内のデイケアが1万2,200円で1歳未満が1万6,300円、ショートステイだったら3万6,600円で、県が5分の1で市と国が5分の2ずつ出しているというようなところだったのですが、御答弁いただいた内容には多胎追加分の、多胎、双子とか三つ子とか多胎追加の部分に関しては触れていただいていたんですが、そこを補足させていただきますと、デイケアの場合は4,100円、これショートステイの場合は6,100円の追加というところで、これは今多分委託料が、例えばデイケアであったら1万6,300円に双子の場合4,100円が加算されて2万400円ぐらいになるというような状況というふうに伺っております、これ双子であっても一人一人なわけですよ。なので、こんな何か双子だからちよろっと加算しますみたいな状態でいいのかというところは、これは何か現状を伺ったときにすごく疑問が残った点でありまして、例えば双子だから手間が2人分かからないとかではなくて、2人いるわけですから1対1でつくんだったら2人必要ですし、

スタッフさんの話でも。そういったことを考えると、何か双子で多胎加算していただいているというようなところだと思うんですが、これ一人一人というカウントで実際にしていただかないと、多分施設さんとしては結構大変なのではないかなというふうに思いますので、この点については指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

その上で、この委託単価というところに関しても、要望があったりですとか、あとは鳥取県のほうからも標準単価の設定案が提示されたというふうに伺ったところではありますが、その具体的な内容までは把握していないところではあるんですが、そういった設定案が提示されたことを受けて、現在どのように検討を行っているのか、また本市における対応方針について伺いたいと思います。

○**稲田議長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 委託料に関しまして、本市の検討状況と対応方針についてでございますが、本市といたしましては、令和4年度に委託料の一部を改定しており、市独自での委託料の引上げは現時点では予定はしておりませんが、現在鳥取県におきまして、委託料の県内統一単価設定に向けて各市町村の意見を取りまとめ、検討中でございますから、県の動きを注視しているところでございます。

○**稲田議長** 森田議員。

○**森田議員** 委託料改定を行っていただいたというふうに伺っておりましたし、その中でも、聞き取りのときにもお伝えさせていただいたんですけれども、そもそもなぜこのような数字が出てき

たのかというところがなかなか伝わってこなかったというところがありまして、何かきちんと積み上げられた数字なのかどうかというところも少し疑問に思うような、コミュニケーションを当局の職員さんと取る中で思ったところもありますし、近年、人件費も上がってます、物価も上がってます。消耗品とかの費用とか、そういった支出というところはどんどん増えていっていると思いますので、そういった現場の負担感とか、そういったところもしっかりとコミュニケーションを取っていただきながら進めていただかないと、なかなか、いい事業だとは思いますが、現場にすごく負担がかかってしまうような状態ではよくないなと思いますので、これは適切に現場とのコミュニケーションを取っていただきますように要望をしたいと思います。

そういたしますと、続いて産後ケアのキャンセルについて伺いたいんですが、これ体調不良等で急遽キャンセルが発生してしまう、これ致し方ないところがあるとは思っております。そういった中で、現在のキャンセル料があるのかどうかというところと、実際にキャンセルが発生した場合にどのような対応を行っていただけるのかというところに関してお伺いをしたいと思います。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 キャンセル料の有無とその対応についてでございますが、現在、委託実施施設におきましては、キャンセル料は取っておりません。それと、キャンセルが発生した場合におきましては、施設へ速やかに連絡いたしまして、改めて希望日の日程調整を行っているところでございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 キャンセル料がないとのことでしたが、事業者さんの目線に立ってみますと、これは多分直前のキャンセルとかが多いと思いますので、人員等は既に配置されているものだと思いますし、その一方、確かにおっしゃるようにキャンセル料を誰から頂くのかというところも確かに難しい問題ではあると思いますので、キャンセル後の対応で迅速に予約が取れるようにとか、そういったことも可能かなというふうには体制整備次第では思いますので、その辺りも検討していただきたいなというふうには思っております。

あとは、これ今現在利用者負担がゼロで行っていただいていると思うんですけども、個人的には、これだけいいサービスで、御飯がついていたりとかということもありますし、食事代だけでも頂くとか、何か利用者さんの負担を少しでもいただきながら、何かそれでより多くの方に届くのであれば、その方向性も一つかなというふうには思っております。サービスがいいので多少の自己負担があっても御理解いただけるとは思うんですが、そういったところの検討状況についてはいかがでしょうか。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 利用者負担の導入の可能性と検討状況についてでございますが、利用者負担につきましては、令和2年度から県の産後ケア無償化事業を活用しております。利用者負担を無料としており、利用しやすい環境を整えてきましたことから、現時点では考えてはおりません。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 現時点で考えてないということだったので、それは

それとしておいて、事業者さんの声とかお話伺う中で、結構無理していただいているのかなというような印象を私は受けたので、そういった現場の負担感とかというところは総合的に見てしっかりと判断して適切に対処していただきますよう、こちらはお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、産後ケアの利便性の向上のところで関係しても伺っていきたいと思いますが、現在、産後ケアサービスを利用しようと思った際にどのような手続が必要なのか、産後ケア利用時の申請から利用開始までのプロセスについて、こちら伺っておきたいと思います。

○**稲田議長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 産後ケア事業の具体的なプロセスについてでございますが、初めて利用する際につきましては、地区担当保健師が居宅を訪問または面談の上、母子の健康状態、支援者の有無や育児についての困り事などを状況確認を行いまして申請を受理し、利用希望日等を市が委託実施施設と調整した上で利用開始となります。また、2回目以降の利用につきましては、訪問による面談ではなく、電話等による状況確認を行い、手続を簡素化しているところでございます。

○**稲田議長** 森田議員。

○**森田議員** なぜこのような質問をしたかといいますと、利用までの手続であったりとか面談で自宅に来られるとか、そういったことが結構負担と感じられる方もいらっしゃるようでして、それで産後ケアの利用したいけれども諦めてしまっているというような状況もあるというふうに伺っておりますので、どうか簡素化



したプロセスで申請ができないかなというふうに思って、今回の質問お聞きしたところでした。

おっしゃいますように、当初は多分もっと利用条件に制約があった中だったので面談が必要なケースとかもほとんどだったと思うんですが、今割と緩和されていますので、もう少し簡素化して利用しやすいようにできるのではないかなというふうに思っております。

あと加えて、紙で申請を出されてるといような話をお聞きしまして、それもまたなかなかなことだなというふうな印象を受けたので、産後ケアの利用申請について、オンライン化すべきだというふうに思いますけれども、検討状況について伺いたいと思います。

○**稲田議長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** オンライン申請の検討状況についてでございますが、令和6年度実施に向けて今のところ調整しているところでございます。

○**稲田議長** 森田議員。

○**森田議員** ありがとうございます。令和6年度に、次年度に向けて調整していただいているとのことで、安心いたしました。インターネットで調べて、そのまま予約したりとか申請ができるというようなことになると、やはり利便性の観点でいいますと非常に便利だと思いますので、そのまま進めていただきたいなというふうに思います。

あともう1点、申請から利用までに3日ほど要するような状態だというふうに今は思うんですけれども、これは利用者さん目線

でいうと、今使いたいとか明日使いたいとか、結構近々で使いたいというような場合が多いようでして、こちら今、市が間に入って利用日程の調整をされているというような状態だと思うんですけども、利用者さんと施設さんの間で直接調整ができるようではいかがかなというふうに思うんですが、見解を伺います。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 利用者と施設間の直接的な調整の検討状況についてでございますが、これも令和6年度実施に向けて、委託実施施設と現在協議中でございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。もしキャンセルがあった場合にも、利用者さんと直接コンタクトが取れますと、今日使えますよであったりとか明日使えますよという臨機応変に対応ができると思いますので、そういったところはいいことだなというふうに思います。あとは、市の担当者さんにとっても事務負担が軽減されるのじゃないかというところもあるので、進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、こちら先日の奥岩議員の質問にもあったかと思うのですが、産後ケアのアウトリーチ型について、もう少し触れさせていただきます。

アウトリーチ型については、類似サービスの養育支援訪問事業や産後ヘルプサービスがあるというようなことは存じ上げておりますけれども、必要に応じて改善していかれるとのことだったかと思えます。

このアウトリーチ型の産後ケアの導入に向けたニーズの把握と検討状況について、改めて伺いたいと思います。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 アウトリーチ型産後ケアの導入に向けたニーズの把握と検討状況についてでございますが、先日奥岩議員の質問の答弁と同様になりますが、現在の利用者は、施設内で子どもを一時的に預け、産後の休養とリフレッシュを目的とする方が多いのが現状でございます。現在アウトリーチ型産後ケア事業に特化したニーズ調査は行っておりませんが、今後ニーズの把握を行う中で、アウトリーチ型の産後ケア事業の導入も含め、必要に応じて事業の見直しを行っていきたいと考えております。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。類似サービスとは利用条件とかも若干異なると思いますので、そういったところも鑑みながら、ニーズの把握にも努めていただきたいと思います。

それでは、この項の最後に、産後ケア事業、これまだまだ認知されていないというような側面もあると思いますけれども、周知方法についても伺っておきたいと思います。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 産後ケアサービスなどの周知方法についてでございますが、ホームページによる周知のほか、母子健康手帳交付の面談時に全ての妊婦に対しまして案内チラシによる産後ケア事業の説明をしており、また出産後には医療機関や赤ちゃん訪問、乳幼児健診などの機会を通じまして御案内をしておるところでございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。利用者さんにとっていいサービスであるというのはもちろんですけれども、事業者さんにも負担が偏り過ぎないようにお願ひを申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。

そういたしますと、大要の2点目、医療的ケア児についてお伺ひしたいと思ひますが、近年、医療的ケア児は増加傾向にありまして、各自治体でも取組をされていると思ひます。

まず、医療的ケア児については議場でもいろいろと皆さんが質問していただいていると思ひますが、一応おさらいをしておきますと、医学の進歩を背景といたしまして、NICU、新生児特定集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。24時間付きっきりでの介助が必要な場合もありまして、御家族の御負担は計り知れないところであります。

先天性のイメージが強いかなというふうには思っているんですが、インターネットで調べてみますと、事故であったりとか後天性の病気によるものが原因となる場合もあるようでして、その割合は25%ほどなので、4人に1人くらいは事故であったり後天性の病気ですういった状況になっておられるというようなことだったので、誰でもそうなり得る可能性があるということをお伝えをしておきたいなというふうには思ひます。

それでは、質問に移りたいと思ひます。まず初めに、医療的ケア児の現状について伺ひたいと思ひます。本市における医療的ケア児の人数はどの程度いらっしゃるのかお伺ひいたします。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 本市における医療的ケア児の人数についてでございますが、本市の医療的ケア児の人数につきましては正確には把握できておりませんが、県が公表しておりますデータによりますと、鳥取県西部地区の医療的ケア児の人数は、令和5年5月1日時点で就学児が28名、未就学児が38名の合計66名でございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。正確に把握できていないところでというところで、もちろん全数把握するのが難しいというような話はお聞きしておりますけれども、こちらも病院と緊密に連携を取っていただくですとか、可能な限りやはり把握には努めていただきたいというふうに思います。

ですので、実態の把握頑張っていたいただければなと思うんですが、まずそういった中で医療的ケア児を支援する体制についてですけども、米子市内において医療的ケア児を受け入れることが可能な施設の数、そして受入れ状況がどのようになっているのかお伺いいたします。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 受入れ可能な施設と受入れ状況についてでございますが、本市の医療的ケア児の受入れ可能施設や事業者数につきましては、保育施設が2か所、各公立学校がありまして、あと、また福祉サービス事業所につきましては児童発達支援が2か所、放課後等デイサービスが4か所、短期入所が3か所となっております。

受入れ状況につきましては、保育施設及び公立学校におきましては、個々の状況を確認し、適切に受入れをしているところでございます。また、福祉サービスの利用状況につきましては、各事業所を利用する医療的ケアが必要な児童の延べ利用人数といたしまして、児童発達支援が3人、放課後等デイサービスが10人、短期入所が24人となっておりますところが現状でございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 預け先がなかなか確保できないというような声をいただいたりしているところでして、実際に聞き取りの中でも保育施設の受入れ状況の話とかも伺ったのですが、やはり少ない印象を持っておりまして、福祉サービスの利用も、延べ人数で見ますと結構少ないような印象を率直に持ったところではあります。こういった数字とか実際にお聞きしますと、やはりそういう預け先が少ないとおっしゃられる声というのは実際にそうなんだなというようなところを再認識させていただいたところであるんですが、一方、やはり受入れに関するハードルというか、そういったところはどうしてもあるのだろうと、一定程度、思うんですけれども、そういったところで医療的ケア児を受け入れることのハードルに関してどういったことが考えられるのか、またその対応についても伺います。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 医療的ケア児の受入れのハードルに関することとその対応についてでございますが、まず医療的ケア児の受入れのハードルにつきましては、保育施設、公立学校ともに医療的ケア児の状況により個別の判断になるため、要因といたしま

しては各児童により異なるものの、看護師の配置も課題の一つであると考えております。

次に、対応につきましてでございますが、保育施設での受入れにつきましては、主治医の意見や保護者の意向を踏まえながら、園生活で想定されます医療的ケアや集団生活でのリスクなどにつきまして専門家に意見を求め、集団保育の可否を判定しているところでございます。

また、医療的ケア児が適切な時期に入所し、安心・安全に集団生活を送ることができるよう、医療的ケアの内容や子どもの状態等を総合的に判断して対応しているところでございます。

引き続き、看護師配置につきましては、医療的ケア児が入園・入学の際に適切な人材確保が出来ますよう努めてまいります。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 おっしゃいますように、人材確保の点であったりとか、集団のところであるとか感染リスクの観点からも、なかなかそういうところで受け入れることが難しいというような状況であると。こういったことは全国的に見ても多分同じような状況なのではないかと思いますが、その一方で、ほかの市町の医療的ケア児等に関する取組を拝見させていただきますと、居宅訪問型保育を実施されることによりましてそういった保護者とか御家族の負担を軽減されるというようなケースもあったりですとか、そういった既存の制度であったりサービスの中だけではなかなか支援を届けることができない場合であっても、そういったまた新しいような取組を行うことで受皿をつくられてるようなところもありますので、そういったところは調査・研究していただきたいなとい

うふうに思いますので、こちらは要望をしておきたいと思います。

少し話は変わりましたが、医療的ケア児なので児童なんですけれども、こちら成人した後にもやはり受入先がないとか受けることのできる支援が少ないというような声もいただいております。

そういった中で、例えば就労支援の施設に入れないかとか、そういった話もあるんですけども、まずは実態として医療的ケアが必要な大人を受入れ可能な事業所について、実態をお伺いしたいと思います。

○稲田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 医療的ケアが必要な大人の支援が可能な事業所の状況についてでございます。本市にあります障がい福祉サービスを提供している事業所の中で、看護師等の配置があり、医療的ケアが必要な方の支援が可能な事業所は、生活介護が6事業所、短期入所が3事業所、グループホームが2事業所となっております。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。やはり就労支援の事業所さんはないというようなところで、なかなか利用の希望に合わせたサービスを提供するというのは難しい部分なのかなというふうに思いました。

そういたしますと、あとは事業所の報酬体系の部分も課題の一つであるのではないかというような指摘を、鳥取県のホームページから医療的ケアを要する障がい児者支援部会の過去の資料等を拝見いたしますとそういったようなことがございましたので、そこについてもお聞きをしてみたいと思うんですけども、医療的



なケアを必要とする方を受け入れる事業所の報酬体系に関する現状の課題とそれに対する市の改善方法について、お伺いをしておきたいと思います。

○稲田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 事業所の報酬に係る現状と課題、それに対する市の対応についてでございます。医療的ケアが必要な方を受け入れるため必要な看護師の配置につきまして、サービスの基本報酬への加算として、常勤看護職員等配置加算や医療連携体制加算を受けることができますけれども、十分ではないとの御意見もあるところでございます。

報酬的な課題に対しまして、本市では鳥取県と共同で要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業を実施しておりまして、事業所が看護師を配置したり外部から看護師の派遣を受ける場合、その費用の一部を補助することで医療的ケアが必要な方の受入態勢の充実を図っているところでございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。先ほど御紹介していただいた助成事業は、実はお聞きしますと就労支援の施設さんでも使えるというような話がありましたので、とはいえ、実際に就労支援の事業所さんで受入先がないというような状態ではあるんですけれども、また機会がありましたらそういった事業所さんとも意見交換をしていただきたいと思いますし、私のほうで何か伺えた際には、また情報を共有させていただけたらなというふうに思います。

続きまして、項目が替わって、次に保護者の方へのサポートと

いうところについても少し触れさせていただきたいなというふうに思っております。

先ほど来申し上げておりますように、医療的ケアが必要な子を持つ御家庭の親御さん、保護者さんというのは多大なる負担を強いられているというような状況があるというのは、もちろん御理解いただいているところだというふうには思っておりますけれども、問題視されている点の一つに孤立というものがございまして、これまでも議場で孤立に関わる質問は行われてきているところですので重要性については言及いたしませんけれども、この医療的ケアが必要なお子さんがおられる場合には、外出もしにくくなったりですとか親子で家に籠もっているというような状況になってしまう場合が多いということを伺っております、孤立しやすい状況に置かれているというようなことだそうです。

そういった課題がある中で、医療的ケア児の保護者さんや御家族に対しての支援というものも非常に重要になってくるというふうに思っております。そこで、医療的ケア児の保護者や御家族に対しての支援体制であったり取組についてもお伺いいたします。

○**稲田議長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 保護者や御家族への支援体制や取組についてでございますが、出生時より医療的ケアが必要となったお子さんにつきましては、医療機関などと情報を共有し、入院中から地区担当保健師が保護者と面談をいたしまして、支援を開始しているところでございます。

また、就園・就学のタイミングにおきましては、保護者の希望を聞きながら医療機関や福祉や教育など様々な機関が連携いたし

まして、医療的ケア児の支援を行っております。

保育所、学校等におきましては、看護師が子どもへの医療的ケアをいたしまして、支援に加わることで医療的ケア児の活動の場が広がる取組が行われているところでございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。保育所等に預けることができている状態なら、まだ外出できたりとか人とお会いしてお話ができるというようなこともあろうかとは思いますが、なかなかそこも少数だとは思いますが、あとは医療的ケアが必要なお子さんを持つ方がどこに相談していいかわからないであったりとか金銭的な不安も大きいというような話も伺っております、そういったこともありますので、やはり御家族が孤立しないような支援体制やサポートというものも非常に重要であるというふうに考えますが、改めて見解を伺っておきたいと思っております。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 保護者や御家族が孤立しない支援体制やサポートについてでございますが、医療的ケア児の保護者や御家族が孤立することなく地域の中で生き生きと生活できることが重要であるということは認識しております。御家族への支援につきましては、保護者や御家族が孤立し、子育てに疲れてしまうことのないよう、レスパイトを含めましたショートステイなどの福祉サービスの利用について必要に応じて紹介するなど、相談支援専門員などの支援者と連携いたしまして、御家族の思いを聞き、寄り添った支援を継続しているところでございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 今回の質問をするに当たり、市民の方とか当事者の親御さんから、あるいは医療関係者の方からもお話を伺ったり、市役所の職員さんともお話をさせていただいたり、いろいろと話を伺う中で、今の体制でできることは精いっぱいやっていたらというふうなふうに感じるところではある一方で、それでもなかなか支援が届き切っていないというような状況があるということもまた事実なのかなというふうに感じております。

ですので、そういった既存の枠組みの中だけではなくて新しい視点を持った上で、全国各地にも様々事例がございますので、そういったものを参考にしながら、少しでも状況がよくなるように、まずは実態の把握とそこにある課題にしっかりとアプローチしていただきますように要望をしておきたいと思っております。

項目が替わりまして、最後の項に移りたいと思っております。

まず、この質問をするに当たりまして、能登半島地震において被害を受けられた皆様には謹んでお見舞いを申し上げますとともに、被災地域の日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます、質問に移らせていただきたいと思います。

私達も常に危機感を持ち、でき得る備えは最大限しておくべきと思ひまして、このたびの質問に取り上げさせていただきました。

医療的ケアが必要な方におきましては、災害時の避難というところも非常に課題とされているところだと認識をしております、お隣の日吉津村さんにおかれましては令和4年度に医療的ケア児等避難訓練を実施しておられたようでして、本市における対応についても気になりましたので、質問をさせていただきたいと思ひ

ます。

まず初めに、医療的ケアが必要な方の災害時の個別対応について、現在どのような体制が整っているのかお伺いいたします。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 医療的ケアが必要な方の災害対応についてのお尋ねでございますが、医療的ケアが必要な方については、その多くの方が災害時の避難行動要支援者に該当することから、個別避難計画の作成を通じて災害時の対策について個別に対応することとしております。

なお、災害時避難行動要支援者に該当しない場合においても、本人さんや御家族の御希望があれば個別避難計画の作成を行う、そうすることによって対応をさせていただいてるところでございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 災害時避難行動要支援者に該当しない場合でも希望に応じて対応していただいているとのこと、ありがとうございます。

続きまして、令和4年に個別支援計画の作成を進めるというようなことを拝見したのですが、そちらの進捗状況についても、こちら改めてお伺いさせていただきたいと思っております。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 個別避難計画の進捗状況についてのお尋ねですが、個別避難計画につきましては、今年度から本格的な作成というのを始めておりまして、年度ごとに作成対象地区を決め、3年間かけて作成していく予定でございます。

今年度は、土砂災害が懸念される11地区を対象に事業を実施しておりまして、作成対象者数は123名で、現時点での進捗率は70%を超えておりまして、年度末までに作成は全て完成する見込みであります。

なお、この土砂災害警戒区域内に居住している方については、これは全て作成が完了しているところでございます。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。着実に進めていただいているとのことで、安心をいたしました。

その一方で、医療的ケアが必要な方の避難でどういったことが不安材料なのかといいますと、例えば人工呼吸器が必要な方もいらっしゃると思いますし、そもそも集団が集まる避難所というところで受け入れることがいいことなのかというのと、可能なのかということもあるというふうに思うところではあります。そういったことも含めまして、医療的ケアが必要な方の災害時対応における体制整備というものをどのように進めていく御予定なのかお伺いしたいと思います。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 医療的ケアが必要な方の体制整備についての御質問でございますが、引き続き個別避難計画の作成を、これは行っていくわけですが、避難行動が難しい方というのがいらっしゃいますので、そういう方につきましては福祉事業者との協定、それを活用いたしまして、緊急的なショートステイなどで対応することとしております。

また、自助の取組も非常に重要であるというふうに考えており

まして、電子医療機器の予備バッテリーの備蓄を啓発していくほか、障がい者支援課で行っております補助金制度の周知、これを行うこととしております。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。そういったしますと、最後の質問になりますが、それぞれでやはり状況が違いますので、避難の仕方というものは変わってくるものだというふうに思います。ですので、医療的ケアが必要な方の災害時対応につきましては、特に丁寧に周知していただくことが重要ではないかというふうに考えるところであります。

そういった中で、現在どのような周知方法を行っているのか、こちらもお伺いしておきたいと思えます。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 周知についてのお尋ねでございますが、災害時避難行動要支援者の方につきましては、制度の案内通知ですとか個別避難計画の作成について希望調査を個別に行っているところでございますが、その他の方については相談支援専門員ですとかケアマネジャーなどから事業の周知ですとか事業実施時における地元説明会等を通じて周知に取り組んでいるところでございますが、引き続き丁寧な周知ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○稲田議長 森田議員。

○森田議員 ありがとうございます。通知を出したり希望調査を個別に行っていたらというようなことだったかと思えますので、こちらに関しては引き続きよろしく願いいたします。

必要とされている方に適切に支援が届くことを切に願ひまして、  
私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。